



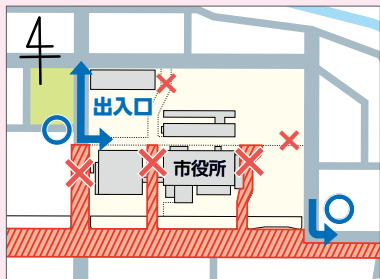
市役所道路周辺で交通規制を行います

3月3日休日開庁にお越しの人へ

富士山サイクルロードレースの実施に伴い、3月3日は道路が一部通行止めになります。また、周辺道路の混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

市役所西側からのみ

出入できません



赤色の部分が車両通行止めとなります。市役所西側からのみ出入できます

市役所周辺道路で交通規制を行いますので、経路に注意してお越しください。休日開庁にお越しの際は、市役所北側駐車場をご利用ください。



富士山サイクルロードレースを観戦する人は、市役所駐車場には絶対に駐車しないでください。

- 交通規制は、3月3日(日)に富士市役所前青葉通りのロゼシアター前交差点から錦町交差点(市役所東側交差点)の区間で実施されます。
- 交通規制区間は、車両での通行や横断はできません。
- 交通規制実施中は、市役所前歩道橋やロゼシアター前歩道橋は使用できませんので、ご注意ください。
- 交通規制区間及び交通規制時間は、状況により変更する場合があります。
- サイクルロードレース実施に伴う交通規制や来場者駐車場などの詳しい内容は、大会ウェブサイトや広報ふじ2月号と一緒に配布するリーフレットをご確認ください。
- レースの開催に伴う交通規制により、コースの近隣の皆さんやドライバーの皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

交流観光課

☎(55)26774

☎(55)26937

✉kouryuukankou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲大会ウェブサイトはこちら



軽自動車やバイクを所有する皆さんへ

手続は3月末まで！

軽自動車やバイクの税金は、4月1日時点で所有している人に課されます。皆さんはきちんと手続していますか？



課税は4月1日が基準日です

軽自動車税の種別割は、毎年4月1日に軽四輪(軽三輪)や二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車などを所有している人に課されます。廃車や名義変更の手続について、4月1日を過ぎると、1年間の税金を支払うこととなります。変更があった場合は、必ず3月末までに手続をしてください。

※納税通知書の送付は5月上旬で、今年の納期限は5月31日(金)です。軽自動車税は、県税である自動車税と異なり、月割課税、月割還付の制度はありません。

こんなときは手続を！

次のような変更をしたときなどは、法律により申告が義務づけられています。人から譲ってもらった・人に譲った・所有者が市外へ引っ越す／所有者が亡くなった／盗難に遭った／解体処理業者などに解体を依頼した
※所定の手続をしないと、いつまでも課税されるので注意してください。

ご注意ください！

● 軽自動車・バイクを使用している事業所などの皆さんへ
市内の事業所などで使用する軽自動車やバイクは、車検証などの positioning 場を市内にする必要があります。また、原動機付自転車などは富士市のナンバープレートを取得しなければなりません。

● 減免申請 ※要件を満たす人が対象
軽自動車税減免申請は、毎年申請が必要です。今年の申請期間は、納税通知書到着から5月31日(金)まで。

● フォークリフトや農耕用トラクターなどを所有する皆さんへ
道路を走行しないフォークリフトや農耕用トラクターなども、ナンバープレートを取り付ける義務があります。まだ取得していない人は、市民税課で手続をしてください。
※市民税課でのナンバープレートの発行は、道路を走行することを許可するものではありません。

市民税課(市役所3階)

☎(55)27335

☎(53)06774

✉siminzei@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら